

○役員報酬規程

(総則)

第1条 寄附行為第42条に基づき、学校法人精華学園の法人役員（以下「役員」という。）に対する各種報酬はこの規程の定めるところとする。

(適用の範囲)

第2条 役員は理事及び監事とする。

- (1) 理事長、常務理事を常勤理事といい、次号に該当する職員理事を除く。
- (2) 学園の職員(学長、校長を含む)としての給与を支給している理事を職員理事という。職員が理事になったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (3) 前1号及び2号以外の理事、監事を非常勤役員という。

(常勤理事報酬)

第3条 常勤理事に対する月額報酬の額は、別表1の基準俸給表のとおりとする。

- 2 常勤理事の賞与は学園(短大・高校)の支給月数の平均に月額報酬額を乗じて支給する。
- 3 常勤理事の退職慰労金は、第3条1項に規定する基準報酬額に常勤理事としての在任年数を乗じて得た額に100分の200以内の割合を乗じて得た額を限度とし、基準報酬額、在任年数、本学園に対する貢献の実績をもとに理事会で決定する。

(役員手当)

第4条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬は年額280,000円とし7月及び12月の2期に分けて支給する。また、理事会等への出席など法人運営のための業務にあたった都度日当として現金にて10,000円を支給する。

(退職慰労金)

第5条 職員理事及び非常勤役員の退職慰労金は別表2に定める算式により算出される額の範囲で支給する。又は別表2を基準として理事会に諮りこれを定める。

- 2 寄附行為第10条第1項1号及び3・4号の規定による退職者は退職慰労金を支給しない。

(出張手当)

第6条 役員が公的に出張をする場合、役職に応じて別表3の出張手当を支給する。

- 2 出張者は目的終了後速やかに理事長及び理事長が必要と認めた場合は理事会に結果報告をしなければならない。

(補則)

第7条 この規程で定めるもののほか必要な事項については理事会で決定するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年1月17日より施行する。
- 2 この規程は、平成11年3月29日より施行する。
- 3 この規程は、平成15年11月25日より施行する。
- 4 この規程は、平成17年12月21日より施行する。
- 5 この規程は、平成18年9月14日より施行する。
- 6 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表1

| 号俸 | 俸給月額 | | |
|-------|---------|---|---------|
| 1～5 | 692,000 | ～ | 736,000 |
| 6～10 | 747,000 | ～ | 791,000 |
| 11～15 | 802,000 | ～ | 846,000 |
| 16～20 | 857,000 | ～ | 901,000 |
| 21～25 | 912,000 | ～ | 956,000 |
| 26～30 | 967,000 | ～ | 989,000 |

別表2

| 役員在任期間 | 退職慰労金 |
|------------|--------------------------|
| 1年未満 | 50,000円 |
| 1年以上5年未満 | 80,000円以上320,000円以下 |
| 5年以上10年未満 | 400,000円以上720,000円以下 |
| 10年以上15年未満 | 800,000円以上1,120,000円以下 |
| 15年以上20年未満 | 1,200,000円以上1,520,000円以下 |
| 20年以上 | 1,600,000円以下 |

別表3

| 出張手当 | 常勤理事 | 職員理事 非常勤役員 | 備考 |
|--------|---------|---------------|--------------------|
| 交通費 | 実費 | 実費 | |
| 宿泊費 | 実費 | 実費 | |
| 日当(県外) | 15,000円 | 10,000円 | 1日に付 (移動日は含まない) |
| タクシー代 | 実費 | 実費 | |